

平成 29 年 1 月 4 日から インターネットを利用した

# 国税のクレジットカード納付が始まります



24 時間  
利用可能



スマートフォン  
からも利用可能

平成 29 年 1 月 4 日から、インターネットを利用した国税のクレジットカード納付を開始します。  
お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末から「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、納付手続きが行えます。  
※ 国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の納付の立替払いを委託する手続となります。



← 上記サイトのコードはこちら  
(平成 29 年 1 月 4 日からご利用できます。)

「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続の流れは裏面をご覧ください。➡

## ご利用に当たって(注意事項)

- クレジットカード納付では、納付税額に応じた**決済手数料がかかります**(最初の 1 万円までは 76 円(消費税別)、以後 1 万円を超えるごとに 76 円(消費税別)が加算されます。)  
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。
- クレジットカード納付ができる金額は、1,000 万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料を含む)です。
- 利用可能なクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD です。



- クレジットカード納付では、**領収証書は発行されません。**  
領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付してください。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。
- 金融機関や税務署の**窓口では、クレジットカードによる納付はできません。**
- クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3 週間程度かかる場合があります。
- 源泉所得税(納税告知分以外)のクレジットカード納付は平成 29 年 6 月からの開始を予定しています。

詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

国税庁

検索

# クレジットカード納付手続の流れ

## サイトトップ（利用規約の確認）



利用者情報	
氏名漢字*	国税 太郎
氏名カナ*	コウケイ タロウ
郵便番号	1000013
都道府県市区町村*	東京都千代田区麹町
番地*	3-1-1
建物名	(30文字以内)
電話番号*	000 - 1234 - 5678
整理番号	01111111
納付先税務署*	麹町税務署 <input type="button" value="お近くの税務署"/> 郵便番号から検索します

納付内容	
納付税目*	申告所得税及復興特別所得税
課税期間(自)*	平成 28 年
申告区分*	確定申告
本税	10000 円
加算税	0 円
重加算税	0 円
利子税	0 円
延滞税	0 円
合計額*	10000 円

### 利用者情報の入力

① 氏名漢字、氏名カナ、郵便番号、住所、電話番号、整理番号を入力します。  
※ 電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。  
※ 整理番号がご不明な場合は空欄のまま構いません。

### ② 納付先税務署を入力します。

「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選ぶこともできます。

### 納付内容の入力

③ 納付税目をプルダウンメニューから選択します。

④ 申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力します。

例) 平成 28 年分所得税確定申告の場合  
・ 課税期間(自)：平成 28 年  
・ 申告区分：確定申告  
・ 本税：10,000 円  
・ 合計額：10,000 円



クレジットカード情報	
カード番号*	(14-16桁)
有効期限*	01 月 2018 年
支払方法*	
セキュリティコード*	(3-4桁)
納付手続完了メール	
納付手続完了メール(再)	

### クレジットカード情報の入力

⑤ カード番号、有効期限、支払方法、セキュリティコードを入力します。

⑥ 納付手続完了メールの送信先を入力します(推奨)。



## 納付手続完了

● 入力内容を確認した上で、納付手続を完了させます。

● 納付手続完了ページを印刷するなどして保存します(推奨)。



## クレジットカード決済



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



税務署へ提出する申告書や申請書等には

# マイナンバーの記載が必要です!!



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの  
123... 記載

+

本人確認書類の  
提示又は写しの添付

が必要です!



## 本人確認書類



**マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は**

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



**マイナンバーカードをお持ちでない方は**

### 番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

### 身元確認書類

記載したマイナンバーの  
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

## マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンバーカードの申請方法、受取方法等については、内閣官房ホームページ「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

内閣官房 マイナンバー

マイナンバーカードに係るICカードリーダーライタの設定、対応機種、パソコン設定などについては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

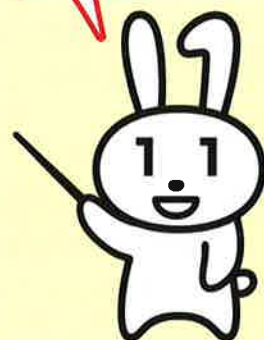
ホームページ

[https://www.jpki.go.jp/prepare/reader\\_writer.html](https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html)

公的個人認証サービス ICカードリーダーライタのご用意

マイナンバーカードの  
申請はお済みですか?

マイナンバーカードを  
申請されて、受取を  
忘れていませんか?



## 国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

ホームページ

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー



マイナンバー  
カードって?

マイナンバーの提示と  
本人確認が、これ一枚で  
完結できます!

平成29年7月から始まる  
「マイナポータル」に  
ログインできます! ※1

住民票の写しや  
印鑑証明書を  
コンビニで取得できます! ※2



※1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 ※2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。



# マイナンバーカードで e-Taxが利用できます!!

## ① マイナンバーカード



## ② ICカードリーダー



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、ご自宅などのパソコンから**① 及び ②**を利用して、e-Taxにより送信することができます。

※e-Taxの利用に際しては、次の「事前準備」が必要です。

- ① e-Taxが利用できるパソコンの用意、② 開始届出書の提出、③ 電子証明書の取得(マイナンバーカードには、標準的に組み込まれています。)、④ e-Taxへの登録、⑤ ICカードリーダーの用意など。

## e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として24時間(土日祝日を含みます。)となります。

## e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの操作など(税務相談を除く。)のご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク

e コクゼイ  
**TEL.0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日:9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として月曜日～金曜日の9時～20時となります。

※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合せください。

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日:9時30分～20時 / 土日祝:9時30分～17時30分  
(12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により  
お問合せ先が、異なります。

